



労働保険事務組合
東京SR経営労務センター
東京SR建設業労災福祉協会

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町3-7-12 清話会ビル4階 TEL (03) 3264-0751・FAX (03) 3264-0753
<https://tokyo-srkr.jp>

お問い合わせ先



TOKYO SR

東京SR経営労務センター
東京SR建設業労災福祉協会

東京SR 経営労務センター

東京SR経営労務センター(略称東京SR)は、厚生労働大臣の認可を受けた中小企業の労働保険に関する事務処理を代行する労働保険事務組合です。事業主の皆さんは、事務委託をすることにより、各種労働福祉制度の円滑な適用ができ、適切なアドバイスが受けられ、関係事務処理の合理化を図ることができます。東京SRは、東京都社会保険労務士会と連携して事業の運営を行っており、開業社会保険労務士 約1,000名が会員として都内全域で活動しています。

- 入会のメリットP.4
- 特別加入制度の概要P.5
- 社会保険労務士の役割P.6
- 労働保険とはP.7
- 補償の対象となる範囲P.9

東京SR経営労務センター

事務委託の手続きは…

東京SRの会員である社会保険労務士と業務委託契約をして頂きます。社会保険労務士を通じて、労働保険事務委託書等の所定の各種届書を提出して、入会金および年会費を納入して頂くことにより、事務委託が成立いたします。事業主の方が直接東京SRに事務委託をすることはできません。

事務委託できる事業主の範囲は…

- 常時使用する労働者の数が
 - 小売、不動産、金融、保険業、飲食店は50人以下
 - 卸売、サービス業は100人以下
但し、清掃業、火葬業、と畜業、自動車修理業、機械修理業は300人以下
 - その他の事業は300人以下
の事業主となっています。
- 委託できる地域は
東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、茨城県、栃木県、群馬県にある事業所です。

事務委託のできる範囲は…

- 概算保険料、確定保険料その他労働保険料及び一般拠出金並びにこれに係る徴収金の申告・納付に関する事務
- 雇用保険の被保険者資格の取得及び喪失の届出、被保険者の転入及び転出の届出その他雇用保険の被保険者に関する届出等に関する事務(個人番号関係事務を含む)
- 保険関係成立届、労災保険又は雇用保険の任意加入申請書、雇用保険の事業所設置届等の提出に関する事務
- 労災保険の特別加入の申請等に関する事務
- その他労働保険についての申請、届出、報告等に関する事務

入会金及び会費

入会金	10,000円	初回のみ
会費	一元事業主 年額 18,000円	途中入会の場合は月割
	二元事業主 年額 26,400円	途中入会の場合は月割

※会費は、入会時に年度末(3月)までの期間分を一括納入していただきます。
 ※年度の途中で退会されても、会費の返還はありません(委託解除手数料はいただいておりません)。
 ※特別加入者、労働者数にかかわらず会費は同額です。
 ※委託書類と一緒に現金にて、納入ください。
 ※会費は、労働保険番号を複数所有していても、1社(同一法人・同一事業主)につき、上記の会費のいずれかをいただきます。
 ※上記以外に追加で徴収する費用はありません。



東京SRにご入会されますと 様々なメリットがあります。

事業主に代わって社会保険労務士が労働保険料の
申告・納付等を行いますので、安心です。

1

事業主の 特別加入が可能

原則として労災保険に加入することができない社長さんや役員や家族従事者も労災保険に加入することができます。

2

労働保険料の 分割納付

労働保険料の金額にかかわらず3回に分けて納付できます。

※労働保険事務組合に事務委託していない事業主の方は、概算保険料40万円未満(労災保険・雇用保険のいずれか一方の成立の場合は20万円未満)の場合には、1回での納入となり分割はできません。

3

福利厚生のお手伝い

東京SRが実施している福利厚生関係事業が利用できます。

- ・中小企業退職金共済制度
- ・小規模企業共済制度
- ・人間ドック 脳ドックの斡旋
- ・家庭内常備薬の斡旋
- ・総合人材関連サービス
- ・傷害等共済制度など

東京SRに事務委託する 事業主の特典です。

〈中小事業主の労災保険〉

中小企業の事業主・法人の役員・家族従事者も、労災保険に加入できます(特別加入)。

それには労働保険事務組合に労働保険の事務委託をすることが必要です。

特別加入とは、上記事業主等が業務遂行上、労働者に準じて保護することが必要と認められた場合、労災保険が適用される制度です。該当する全員が洩れなく加入(包括加入)することを前提条件として、東京労働局長に申請し承認を得て「特別加入者」となります。

◆ 特別加入保険料算定基礎額表

給付基礎日額	保険料算定基礎額
25,000	9,125,000
24,000	8,760,000
22,000	8,030,000
20,000	7,300,000
18,000	6,570,000
16,000	5,840,000
14,000	5,110,000
12,000	4,380,000
10,000	3,650,000
9,000	3,285,000
8,000	2,920,000
7,000	2,555,000
6,000	2,190,000
5,000	1,825,000
4,000	1,460,000
3,500	1,277,500

※年度途中で加入・脱退のときの保険料は月割りになります。
※年度途中で給付基礎日額の変更はできません。

※平成28年3月末現在

◆ 特別加入者の労災保険料

希望する給付基礎日額の保険料算定基礎額に、当該事業所に適用されている業種に定められた労災保険率を乗じた額です。

◆ 特別加入時の健康診断の受診

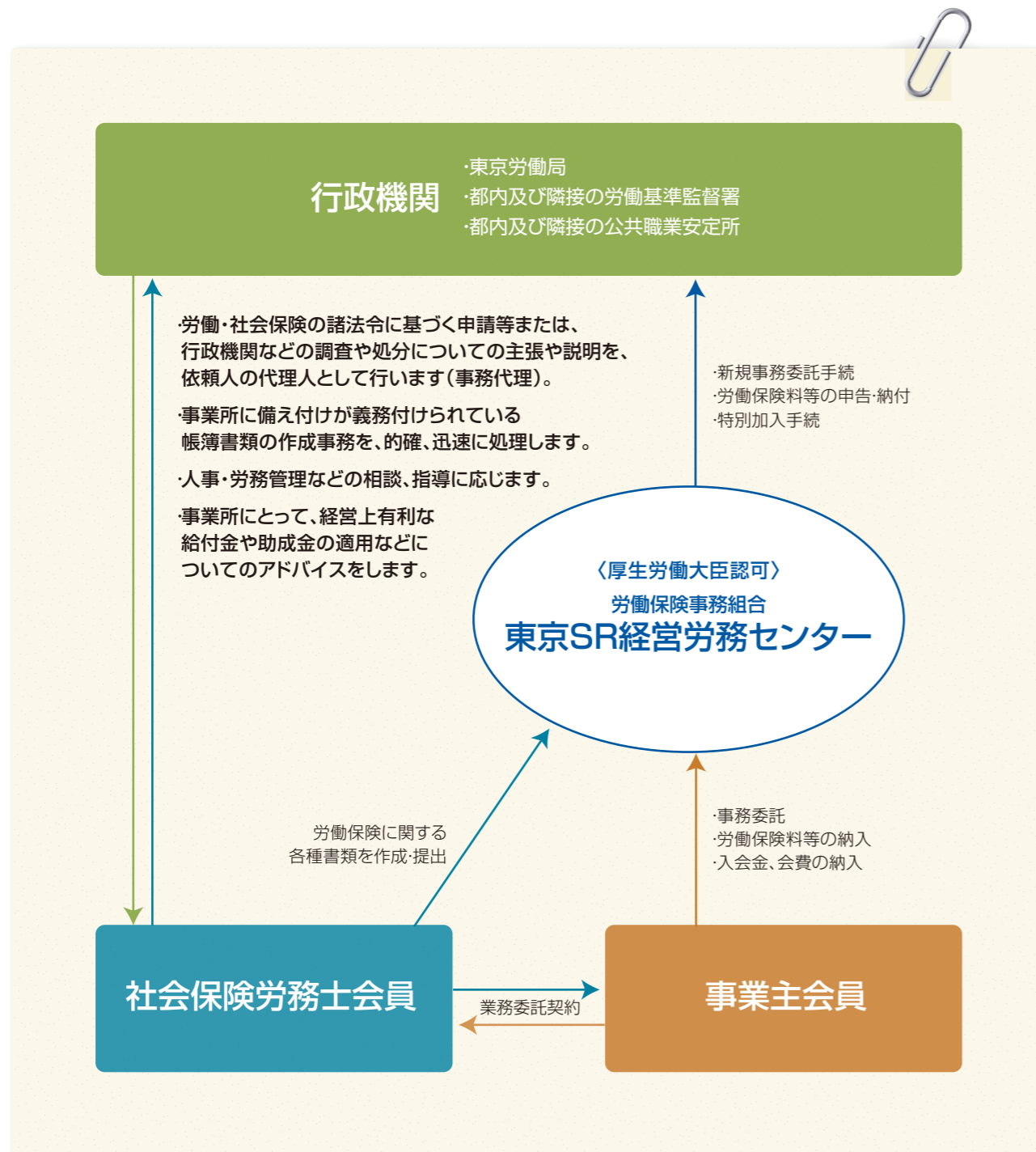
下表の業務に従事をした経歴のある方は、加入の際に健康診断を受けなければなりません。

特別加入予定者の業務の種類	特別加入前に従事した通算期間
イ.粉じん作業を行う業務	3年以上
ロ.身体に振動を与える業務	1年以上
ハ.鉛業務	6ヶ月以上
ニ.有機溶剤業務	6ヶ月以上

※健康診断の結果が判明するまでは、承認を保留されます。
※健康診断に要する費用は国が負担します。

諸手続の代行と人事労務管理のアドバイスをいたします。

東京SRに事務委託をして頂くと、社会保険労務士が責任を持って手続きの代行と人事労務管理のアドバイスをいたします。



労働保険とは、労災保険と雇用保険の総称です。

労働保険とは、労働者災害補償保険（一般に「労災保険」といいます）と雇用保険の総称です。保険給付は両保険制度で個別に行われていますが、保険料の申告・納付については、労働保険として取り扱われています。

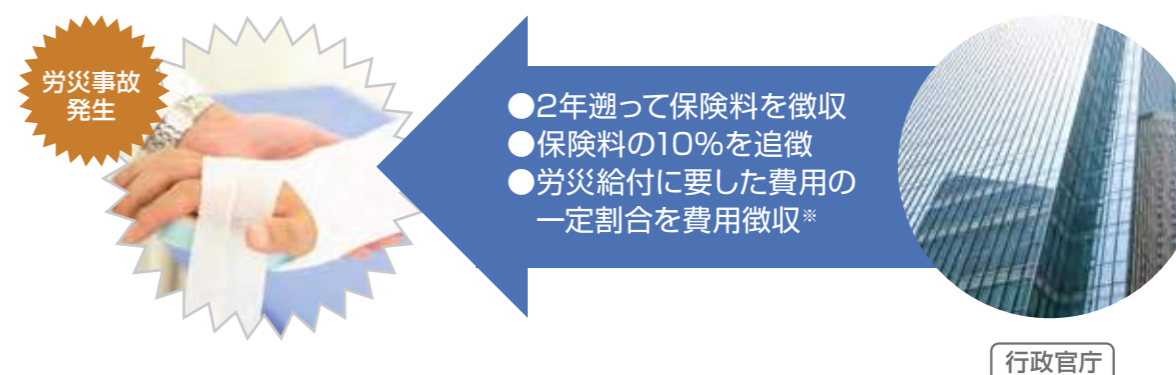
◆労働保険は強制加入です。

労働保険は、農林水産の事業の一部を除き、労働者を一人(パート、アルバイト等を含む)でも雇っている場合、その事業主は使用者責任として加入が強制されている保険です。

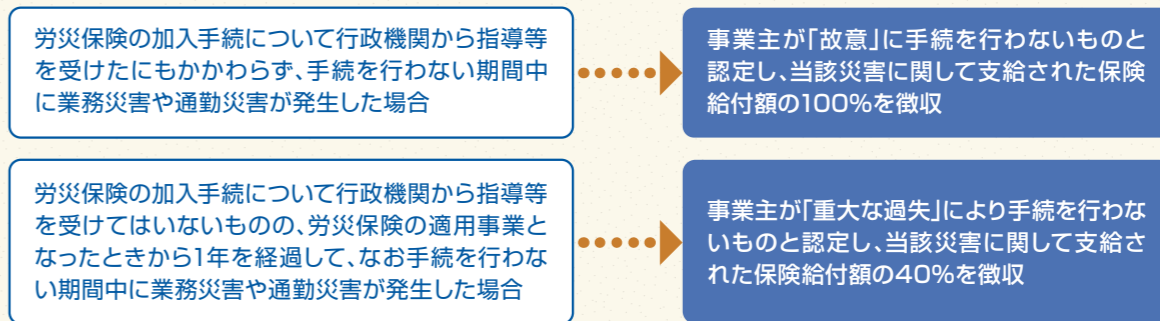
◆労働保険料

労働保険料は、労働者に支払う賃金の総額に保険率(労災保険率+雇用保険率)を乗じて得た額です。そのうち労災保険料分は全額事業主負担、雇用保険料分は事業主と労働者双方で負担することになっています。

◆事業主が労働保険の加入手続きを怠ると、追徴金などが徴収されます。



※費用徴収の適用となる場合



労災保険

とは、こんな保険です。

〈 労災給付の種類 〉

給付の種類には、右表のようなものがあります。労災の給付を受けるには、申請書の速やかな提出が必要です。

休業補償給付は、災害発生の第4日目から給付されます。最初の3日間は事業主が支給をします。ただし、通勤災害の場合は事業主に支給の義務はありません。

労働者が業務上に起因した負傷をし、疾病にかかった場合、または通勤途上で災害に遭遇した場合に、被災した労働者に対して必要な医療費用の給付や休業補償を行うほか、社会復帰の促進を支援し、不幸にして死亡事故に至った場合は遺族に対する給付や援護などがなされます。

こんなときは	給付の種類	
傷病にかかり	労災保険指定医療機関にかかったとき	療養補償給付(業務災害) 療養給付(通勤災害)
	非指定の医療機関にかかったとき 看護移送等を要したとき	療養費用給付(業務災害・通勤災害)
	傷病の療養のため休業し賃金をうけないとき	休業補償給付(業務災害) 休業給付(通勤災害)
	療養開始後1年6ヶ月で治ゆせず 傷病等級に該当するとき	傷病補償年金(業務災害) 傷病年金(通勤災害)
	治ゆしたときに障害等級表に定める 身体障害が残ったとき	障害補償給付(業務災害) 年金 障害給付(通勤災害) 一時金
死亡したとき	遺族補償給付(業務災害)	年金
	遺族給付(通勤災害)	一時金
	葬祭料(業務災害) 葬祭給付(通勤災害)	
障害又は傷病(補償)年金の受給権者が 一定の要件に該当するとき	介護補償給付(業務災害) 介護給付(通勤災害)	

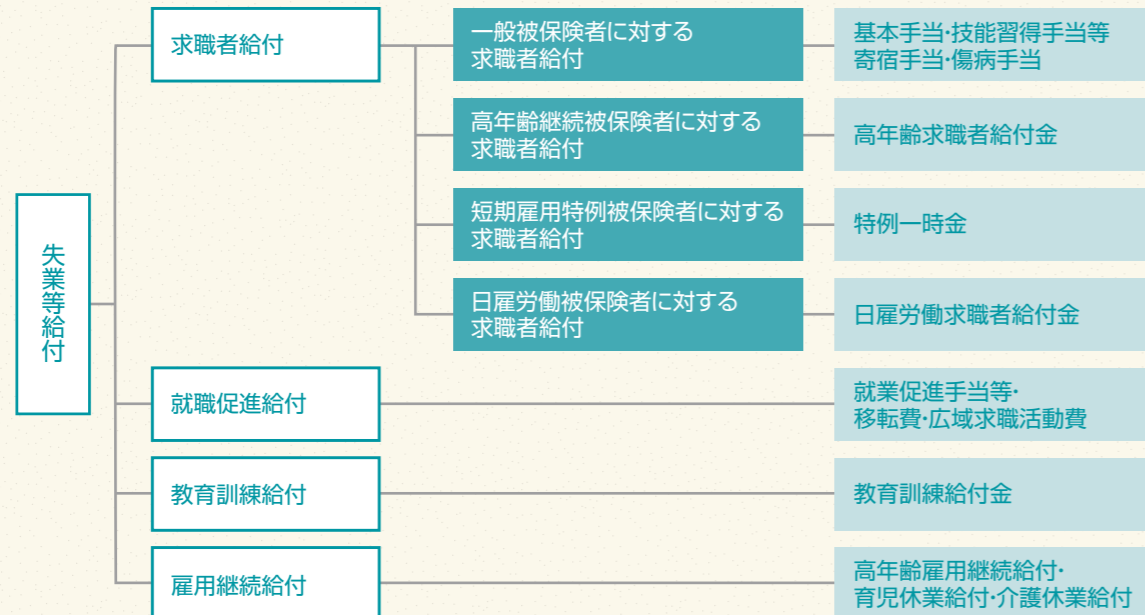
雇用保険

とは、こんな保険です。

〈 失業給付などの種類 〉

労働者(被保険者)が離職された時などに一定の要件で失業給付等を受けることができます。

労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、再就職を促進するため必要な給付を行うものです。また、失業の予防、雇用構造の改善等を図るための事業も行っています。



※平成28年3月末現在

事業主の特別加入の補償の対象となる範囲

〈 業務災害 〉

就業中の災害であって、次の①～⑦のいずれかに該当する場合に保険給付が行われます。

- 申請書の「業務の内容」欄に記載された労働者の所定労働時間(休憩時間を含む)内に特別加入申請した事業のためにする行為およびこれに直接附帯する行為を行う場合(事業主の立場で行われる業務を除く)
- 労働者の時間外労働または休日労働に応じて就業する場合
- ①または②に前後して行われる業務(準備・後始末行為を含む)を中小事業主等のみで行う場合
- ①、②、③の就業時間内における事業場施設の利用中および事業場施設内で行動中の場合
- 事業の運営に直接必要な業務(事業主の立場で行われる業務を除く)のために出張する場合
※船員である中小事業主が船員法の適用のある船舶に乗り組んでいる場合は、積極的な私的行為を除き業務遂行性が認められます。
- 通勤途上で次の場合
ア 労働者の通勤用に事業主が提供する交通機関の利用中
イ 突発事故(台風、火災など)による予定外の緊急の出勤途上
- 事業の運営に直接必要な運動競技会その他の行事について労働者(業務遂行性が認められる者)を伴って出席する場合

〈 通勤災害 〉

通勤災害については、一般の労働者の場合と同様に取り扱われます。

労災保険法上の通勤とは

「通勤災害」とは、通勤により被った負傷、疾病、障害または死亡をいいます。この場合の「通勤」とは、就業に関し、①住居と就業の場所との間の往復 ②就業の場所から他の就業の場所への移動 ③赴任先住居と帰省先住居との間の移動を、合理的な経路および方法により行うことをいい、業務の性質を有するものを除くものとしています。これらの移動の経路を逸脱・中断した場合は、その逸脱・中断の間およびその後の移動は通勤となりません。ただし、その逸脱・中断が、日常生活上必要な行為であって日用品の購入などをやむを得ない事由により最小限度の範囲で行う場合は、合理的な経路に戻った後の移動は「通勤」となります。

東京SR 建設業労災福祉協会

東京SR経営労務センターでは、建設業の一人親方(従業員を雇用していない事業主)団体の「東京SR建設業労災福祉協会」を併設しています。
加入は、東京SRの社会保険労務士会員を通してお申込み下さい。

保険給付の事由P.12
労災保険の給付P.13
給付制限P.14
ご入会方法P.15

一人親方等の労災保険

一人親方の範囲

- 一人親方とは、常態として労働者を使用しないで建設の事業(土木、建築、その他工作物の建設・改造・保存・修理・変更・破壊もしくは解体又はその準備の事業)に従事しているものに限り、ます(法人の事業主も該当します)。
- 大工・左官・とび・石工・建具師等が該当しますが、建設業に關係する事業に従事する方であれば職種についての限定はありません。
- 一人親方が行う作業に従事する家族従事者も加入できます。
- 一人親方の住所(居住地)が東京都・茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・神奈川県・山梨県・静岡県の方に限ります。

特別加入時の健康診断

一人親方等の特別加入時の健康診断については、中小事業主の特別加入時の健康診断と全く同じです。

一人親方等の労災保険の保険率

事業の種類に関係なく、特別加入者の保険率は一律1000分の17(建設業)となります。

入会金・年会費及び労働保険料

- 入会金 3,000円
- 年会費 12,000円(月額1,000円)
- 労働保険料 13ページ参照

(注)年度途中入会の場合は、労働保険料・年会費が月割りになります。



仕事中のケガ、現場へ行く途中のケガ等、災害が発生した時は…

社会保険労務士があなたに代わって療養の費用請求及び休業(補償)給付支給請求の手続を行います。

◆ 労災保険とは

労働者が業務上の災害や通勤途中の災害による、負傷、疾病、障害または死亡について、所要の保険給付を行います。



◆ 労働者とは

労働基準法(第9条)で労働者とは、職業の種類を問わず事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者と定義されています。



◆ 労働保険特別加入制度

労働者以外の者でも、その業務の実情、災害の発生状況などからみて、特に労働者に準じて保護することが適当であると認められる者に対して、特別に任意加入を認められているのが特別加入です。

労災保険の給付

労災保険は、業務上の事由または通勤により被った負傷・疾病・障害・死亡に対して、各種の保険給付を行っています。



◆ 給付基礎日額及び保険料算定基礎額

給付基礎日額とは、労災保険の給付額を算定する基となるもので、一人親方等の場合は右表により特別加入保険料の額を算定することになっています。
 なお、給付基礎日額として希望する額については、特別加入者の所得水準に見合った適正な額とし、本会では5,000円～25,000円と定めています。

建設業の保険率は
17/1,000

給付基礎日額	保険料算定基礎額	特別加入保険料
25,000	9,125,000	155,125
24,000	8,760,000	148,920
22,000	8,030,000	136,510
20,000	7,300,000	124,100
18,000	6,570,000	111,690
16,000	5,840,000	99,280
14,000	5,110,000	86,870
12,000	4,380,000	74,460
10,000	3,650,000	62,050
9,000	3,285,000	55,845
8,000	2,920,000	49,640
7,000	2,555,000	43,435
6,000	2,190,000	37,230
5,000	1,825,000	31,025

※労働基準監督署より所得を証明する資料の提示を求められる場合があります。

(注) 給付基礎日額は、年度途中での変更は出来ません。

※令和6年4月1日現在

療養のため働くことができなかった場合

〈 保険給付の内容 〉

休業が4日以上にわたる場合において4日目以降の休業1日につき休業(補償)の給付が支給されます。
 なお、休業初日を含む最初の3日間は待機期間といい、休業(補償)給付は行われません。

こんなときは	給付の種類	
傷病にかかり	労災保険指定医療機関にかかったとき	療養補償給付(業務災害) 療養給付(通勤災害)
	非指定の医療機関にかかったとき 看護移送等を要したとき	療養費用給付(業務災害・通勤災害)
	傷病の療養のため休業し賃金をうけないとき	休業補償給付(業務災害) 休業給付(通勤災害)
	療養開始後1年6ヶ月で治ゆせず 傷病等級に該当するとき	傷病補償年金(業務災害) 傷病年金(通勤災害)
	治ゆしたときに障害等級表に定める 身体障害が残ったとき	障害補償給付(業務災害) 年 金 障害給付(通勤災害) 一時金
死亡したとき	遺族補償給付(業務災害) 年 金 遺族給付(通勤災害) 一時金	
	葬祭料(業務災害) 葬祭給付(通勤災害)	
	障害又は傷病(補償)年金の受給権者が 一定の要件に該当するとき	介護補償給付(業務災害) 介護給付(通勤災害)

建設業の一人親方等の場合の業務上の認定基準

- 請負契約に直接必要な行為を行う場合。
- 請負工事現場における作業およびこれに直接附帯する行為を行う場合。
- 請負契約に基づくものであることが明らかな作業を自家内作業場において行う場合。
- 請負工事に関する機械や製品を運搬する作業(手工具類程度のものを携行して通勤する場合を除く)およびこれに直接附帯する行為を行う場合。
- 突発事故(台風、火災など)により予定外に緊急の出勤を行う場合。
- 通勤災害については、一般労働者の場合と同様に取り扱われます。

(参考)業務上、外の認定基準

一人親方等である特別加入者について、保険給付の対象となる災害は、事業の種類ごとに、業務を行っている場合(業務遂行性)に限られており、災害がその業務によって生じたものであるかどうか(業務起因性)の判断は一般労働者の場合に準ずるとされています。

給付制限

保険金の給付制限が行われる場合

災害が特別加入者の、故意の犯罪行為又は重大な過失によって発生した場合は、保険給付の支給制限が行われるほか、保険料の滞納期間中に生じた災害についても支給制限が行われます。

特別加入者の地位の消滅

- 一人親方等が特別加入者としての要件を満たさなくなったとき。
- 一人親方等の団体構成員でなくなったとき。

ご入会方法

一人親方等特別加入 ご希望の方は…

1 直接本会へ申し込むことはできません。

必ず担当社会保険労務士を通じて入会申込書、誓約書(必ず本人が記入して下さい)を本会へ提出して下さい。



2 入会のときは、入会金・年会費及び労働保険料を一括納入して下さい。

3 会員が会費及び労働保険料を、本会が指定する期日までに納入しないときは、退会となります。

4 災害が発生した場合には、担当社会保険労務士又は本会に速やかに連絡してください。

◆ 健康診断が必要なとき

- 一人親方等で特別加入する者のうち、右記の業務の種類に応じて、それぞれの従事期間を超えて当該業務を行ったことのある場合は、特別加入時に健康診断を受ける必要があります。
- 健康診断の手続き
「特別加入時健康診断申出書」は本会が作成し提出します。
健康診断に要する費用は、国が負担します。
- 健康診断の結果が判明するまでは、承認は保留となります。

特別加入予定者の 業務の種類	特別加入前に 従事した通算期間
イ.粉じん作業を行う業務	3年以上
ロ.身体に振動を与える業務	1年以上
ハ.鉛業務	6ヶ月以上
ニ.有機溶剤業務	6ヶ月以上

